

熊本県訪問介護利用被爆者助成事業実施要領

1 趣旨

この要領は、熊本県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱（以下「介護保険等実施要綱」という。）第3の1の訪問介護利用被爆者助成事業の手続について、必要な事項を定める。

2 受給資格認定申請手続

(1) 利用助成を受けようとする者で、介護保険の「訪問介護利用者負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）を所持しないものは、訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請書（別記様式第1号）を管轄保健所（熊本市においては、熊本県健康づくり推進課）を経由して知事に提出しなければならない。申請に当たっては、生計を維持する者が原則として所得税非課税であることの市町村長の証明又はそのことを証するに足りる書類を提出しなければならない。

(2) 知事は、上記の申請に基づき内容を審査して、申請者が介護保険等実施要綱に定める要件に該当する者であると認定したときは、当該認定申請者に訪問介護利用被爆者助成受給者証（別記様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付する。

(3) 前項の認定は、申請のあった日の属する月の初日から、申請のあった日の属する月以降最初に到来する5月31日までの期間に限り、その効力を有する。ただし、5月中に申請する場合、前年の課税状況を確認することができるときには、翌年の5月31日までの期間を有効とすることができる。

なお、平成14年8月19日前に申請のあったものに係る認定期間については、平成14年4月から平成15年5月までとする。

(4) 減額認定証を所持する被爆者については、その認定期間をもって訪問介護利用被爆者助成受給資格認定期間とする。

(5) (1) から (3) までの規定は、(2) の認定を更新しようとする場合について準用する。

3 受給者証

(1) 助成受給者は、受給資格を失ったとき、有効期限に至ったときは直ちに受給者証を管轄の保健所（熊本市においては熊本県健康づくり推進課）を経由して知事に返却しなければならない。

(2) 助成受給者は、受給者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、訪問介護利用被爆者助成受給者証記載事項変更届（別記様式第3号）に受給者証を添えて管轄保健所（熊本市においては熊本県健康づくり推進課）を經由して知事に届け出なければならない。

(3) 助成受給者は、受給者証を破損、汚損又は紛失したときは、訪問介護利用被爆者助成受給者証再交付申請書（別記様式第4号）を管轄保健所（熊本市においては熊本県健康づくり推進課）を經由して知事に提出することにより、再交付を受けることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成14年5月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年8月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年2月2日から施行し、平成27年2月2日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年3月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。